

市道幕張215号線(花立踏切)踏切除却事業について

1 対応方針

- (1) 市道幕張215号線の立体交差事業を中断とする。
- (2) 幕張215号線の立体交差事業の再開目途は、幕張本郷松波線の整備完了後とする。

2 方針決定理由

- ① 費用対効果は低いものの、花立踏切は、「開かずの踏切」であり、踏切を除却するために立体交差化すべき踏切道として、踏切道改良促進法による指定を受けている。
- ② 幕張215号線は、住宅が密集し道路が狭隘である当該地区において、地区の南北間の防災活動の軸として緊急時・災害時における緊急車両の通行ルートとして活用され、また緊急輸送道路である(都)美浜長作町線の平行路線としてリダンダンシーの機能を有する道路である。
- ③ 施工時間及び施工方法の制限により幕張215号線の事業費が増大し、現時点では工事再開が困難であるため、将来の技術革新による大幅なコスト削減を期待すると共に、海側への延伸等により効果を上げる手法を併せて検討する必要がある。
- ④ 幕張本郷松波線が整備され、美浜長作町線へ接続することにより、当該地区において南北分断が一定の改善がなされ、更に地区の問題である幕張189号線等の生活道路への交通集中は改善される。

3 周辺環境の変化

- ① 平成6年度に踏切を除却するために立体交差化すべき踏切道として、踏切道改良促進法による指定を受けている。
- ② 事業着手当時は幕張223号線沿いに商店が並び、南北の地区交流を支える踏切道として花立踏切が使われていたが、時代の経過とともに商店等は幕張駅周辺や臨海部へ移動し、現在では通勤時に幕張駅へ向かう際の鉄道横断箇所として使用されている。
- ③ 平成14年度に鉄道交差部工事のため、既設踏切を通行止めとし、近接箇所に設置する仮設踏切を歩行者・自転車用としたため、自動車が通行できなくなった。
この仮設踏切設置後においては、死亡事故が4件、鉄道の運行支障となる事故が5件／年程度発生している。
- ④ 平成16年度に本路線と並行する幹線道路「(都)美浜長作町線」の整備により、花立踏切から幕張駅側に約500m離れた位置に幕張昆陽地下道が供用された。
- ⑤ 平成18年度に開発行為等の許可の基準に関する条例が施行され、幕張駅から半径1km内の市街化調整区域における開発が可能となったことにより、花見川区全体が人口減少傾向にあるにも関わらず、本地区においては、住宅等の開発により人口が急増し、幕張189号線等の生活道路への交通集中が問題となっている。
- ⑥ 当該地区の生活道路への交通集中の問題を解決するために、本路線を含めた事業エリアを持つ東幕張土地区画整理事業(未施工)内に計画されている都市計画道路幕張本郷松波線の整備を地元から強く求められているが、土地区画整理事業の事業着手の見通しは立っていない。

4 事業費の推移

